

青森県報

第二十一号

令和元年
六月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地域) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……三
- 教育委員会
- 青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課) ……三
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……五

人事委員会

○人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則(職員課) ……六

告 示

青森県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地	名称 所在地	令和元年七月
社会福祉法人・花	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活事業	令和元年七月
弘前市大字藤代二丁目一―の六	短期入所	弘前市大字向外的	令和元年七月
社会福祉法人・花	短期入所	弘前市大字向外的	令和元年七月
弘前市大字藤代二丁目一―の六	短期入所	弘前市大字向外的	令和元年七月
社会福祉法人・花	短期入所	弘前市大字向外的	令和元年七月
弘前市大字藤代二丁目一―の六	短期入所	弘前市大字向外的	令和元年七月

青森県告示第百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	アセンドハウス	十和田市西二十番町五の五
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	自立訓練事業所アセンドハウス	十和田市西二十番町五の五
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	就労継続支援B型	〃
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	共同生活援助	〃
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	共同生活援助事業所ライズハウス	十和田市西二十番町一の四三

青森県告示第百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百五十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区間
県道	本八戸停車場線	八戸市大字三日町十三の五から八戸市内丸一丁目四一の二まで

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	地域相談の種類	一般相談支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
一般財団法人 人済誠会	十和田市西二十番町一の二	地域移行支援、地域活動支援センター	十和田市東三番町四の一
〃	〃	〃	〃

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年六月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青女子堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

中南地域県民局長 小 野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理事	松山 良満	弘前市大字中崎字平野八一の二	平成三・四・五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田土地改良区の定款の変更を令和元年六月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

中南地域県民局長 小 野 正 人

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から令和二年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資

格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和元年七月十日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三四―九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三四―九八七三

2 入札書の提出期限

令和元年七月三十一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課入札室

令和元年八月一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、令和元年九月三十日までに行われる資産の譲渡等については百分の八に相当する額、令和元年十月一日以後行われる資産の譲渡等については当該金額の百分の十に相当する額を加算した二つの金額

(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた一つの金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2020

3 Delivery place:
Aomori-marunouchi Port

4 Time limit for tender:
5:15 p.m. July 31, 2019

5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefecture Board of Education
1-1-1
Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL:017-734-9873

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

令和元年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える

数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、一八七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三八、六六六 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、七三九 人
- 西津軽郡選挙区 五、四七〇 人
- 南津軽郡選挙区 六、五五五 人
- 北津軽郡選挙区 七、七一八 人
- 上北郡選挙区 二七、八三八 人
- 三戸郡選挙区 一九、六五九 人
- 青森市選挙区 八一、一九〇 人
- 弘前市選挙区 四九、六六四 人
- 八戸市選挙区 六五、〇三二 人
- 黒石市選挙区 九、六三四 人
- 五所川原市選挙区 一九、二〇〇 人
- 十和田市選挙区 一七、五四八 人
- 三沢市選挙区 一〇、九九七 人
- むつ市選挙区 二一、一六〇 人
- つがる市選挙区 九、四六七 人
- 平川市選挙区 一一、九一二 人

人事委員会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十一日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

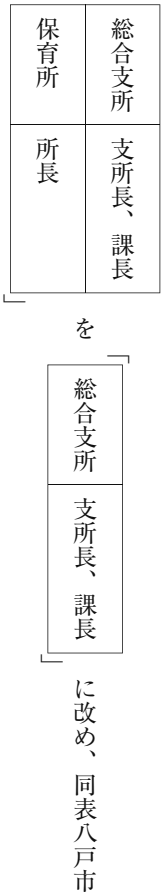
人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

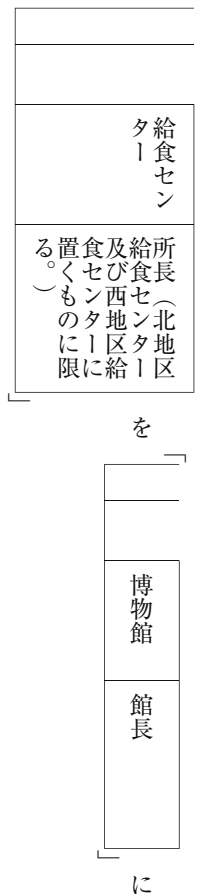
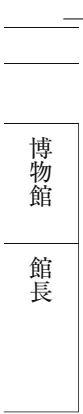
別表第一青森市の項中「庁舎管理、秘書担当」を「庁舎管理、予算、秘書担当」に、「人事、給与、庁舎管理担当」を「事務管理、人事、給与、庁舎管理、予算担当」に、

副所長、課長 を 副所長、次長、課長 に改め、同表弘前市の項中「副所

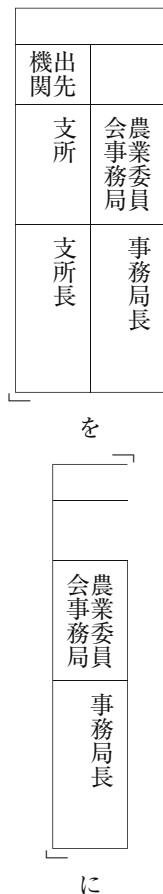
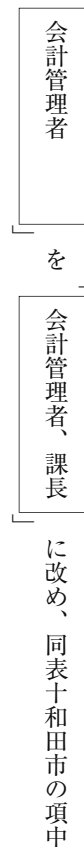
長」を削り、「財産係長」を「人事研修係長、財産係長」に、「教育政策課」を「教育総務課」に改め、「学務健康課課長補佐」を削り、



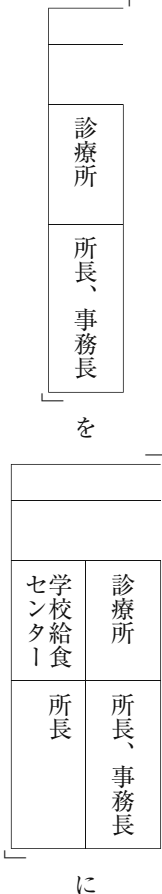
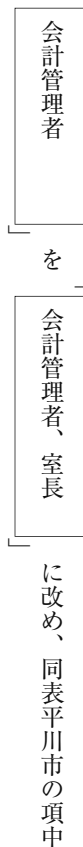
の項中「総務企画グループリーダー」の下に「副参事（職員団体担当）」を加え、「管理グループリーダー、収集グループリーダー」を削り、



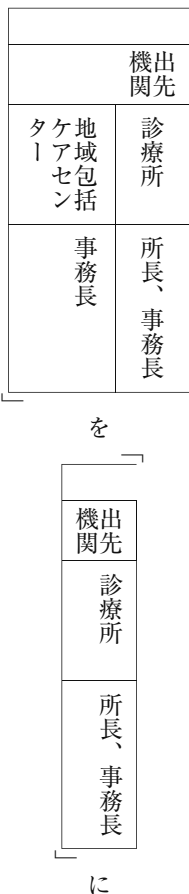
改め、同表黒石市の項中「所長」の下に「参事（法規、庁舎管理担当）」を加え、同表五所川原市の項中



改め、同表むつ市の項中



改め、同表外ヶ浜町の項中「（人事担当）」の下に「総務課総括班長（人事担当）」を加え、同表深浦町の項中



改め、同表西目屋村の項中「室長」の下に「総務課副参事（予算担当）」を加え、同表藤崎町の項中「企画財政課」を「財政課」に改め、同表野辺地町の項中「課長」の下に「財政課調整監（予算担当）」を加え、同表おいらせ町の項中「企画

財政課」を「財政管財課」に改め、同表風間浦村の項中「課長、」の下に「総務課副
参事（人事担当）」を加え、同表新郷村の項中「グループリーダー」を「総務課課
長補佐（予算担当）」に改め、同表南黒地方福祉事務組合の項を削り、同表北部上北
広域事務組合の項中

議会事務局 特別養護老人 ホーム	事務局長
------------------------	------

を

議会事務局	事務局長
-------	------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭